

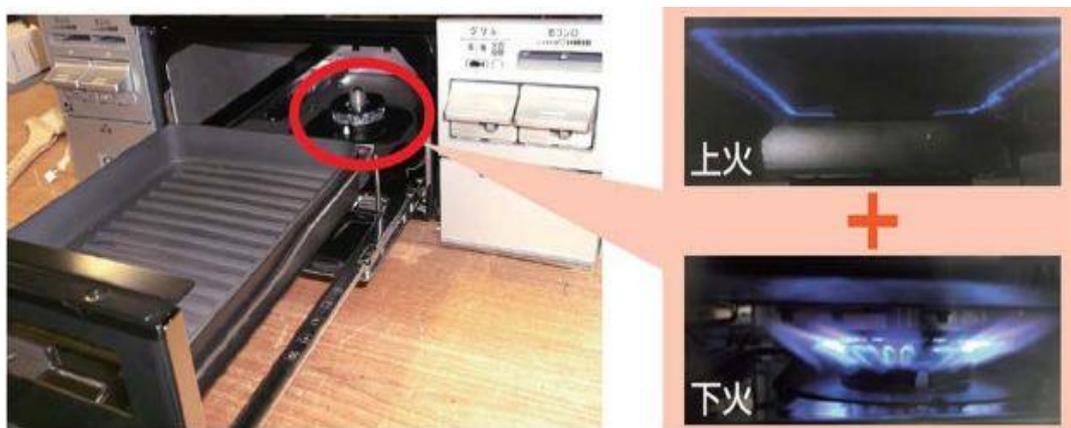
鯖江・丹生消防組合火災予防条例の一部改正について

鯖江・丹生消防組合火災予防条例には、厨房設備、調理用器具等について、火災予防のため可燃物等から離すべき距離の基準が設けられております。

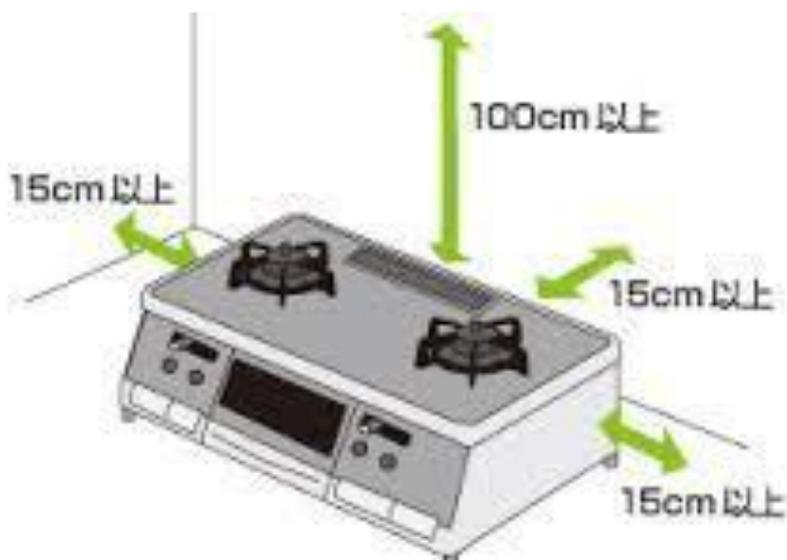
この基準の根拠となる総務省令（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令）が施行され、10年以上が経過し、当初、想定されていなかった厨房設備、調理器具等について新たに登場したもの（ガスグリドル付きこんろ）や多く流通するようになったもの（入力値が4.8kWを超え5.8kW以下のIH調理器）については、平成26年度に総務省消防庁に設置された「対象火気設備等技術基準検討部会」において、実験等により離隔距離の検討がなされました。検討結果を踏まえこれらの設備・器具について一定の離隔距離が示されたことから、鯖江・丹生消防組合火災予防条例（別表第3）について必要な改正が行われました。

この改正については、平成28年4月1日より適用されます。詳しくは消防本部予防課（54-9112）までお問い合わせください。

ガスグリドル（中央のグリル部分が網ではなく、直火で加熱したプレートで調理する機器）



*例図：ガスグリドル付きこんろの離隔距離（壁・天井の仕上げが、不燃材料以外の場合）



仕上げ区分	上方	側方	前方	後方
不燃以外	100cm	15cm	15cm	15cm
不燃	80cm	0cm	—	0cm